

運用3（畜産環境総合整備事業）

第1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用3の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用3第1（3及び4の規定を除く。）から第3（1(2)及び(3)の規定並びに表の種類2及び3欄並びに2の表の事業の種類2及び3欄を除く。）まで、第4、第5（表の種類2及び3欄を除く。）、第6（1の表の区分2及び3欄を除く。）、第7（3(5)及び(6)の規定を除く。）、第8（2(6)の規定を除く。）から第11（2の規定を除く。）まで、第12、第13、第15及び第16の規定並びに別記様式1、2、3（事業計画概要表の記載要領の項目「土地利用」を除く。）、4（第4章第11節及び第12節並びに第5章第2節及び第3節を除く。）、5及び6は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長」及び「地方農政局長等」とあるのは「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第1の柱書き	畜産環境総合整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）	本事業
第1の2ア	(エ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域	(エ)（削除）
	(オ) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項の規定に基づく指定地域	(オ)（削除）
第2の3	及び臭気対策施設の整備に限っては	に限っては
第4(1)	区分欄1、2及び3	区分欄1
第5の表の種類1欄(1)	取り扱うものとする（以下3の(1)において同じ）。	取り扱うものとする。
第5の表の種類1欄(2)	できるものとする（以下3の(2)において同じ）。	できるものとする。
第5の表の種類1欄(3)	過半数を出資している場合に限る。以下2の(3)又は3の(3)において同じ。	過半数を出資している場合に限る。
第6の2	実施要綱第3に定める農山漁村地域整備計画	交付要綱第16に定める農山漁村地域整備計画
第7の2(1)ア(イ)	第5の表1(2)又は2(2)	第5の表1(2)

第7の2(2)ア	資源リサイクル事業にあつては第3の1の表の1、草地畜産活性化事業にあつては同表の2、新技術活用地域環境改善モデル事業にあつては同表の3の要件に適合すること	第3の1の要件に適合すること
第7の3(1)	循環利用を推進するよう努めるものとする。草地畜産活性化事業にあつては、周辺地域の環境の整備等総合的な畜産環境の整備を図るものとする。新技術活用地域環境改善モデル事業にあつては、地域の一体的な臭気対策の整備等総合的な畜産環境の整備を図るとともに、飼料基盤の整備を推進するよう努めるものとする。	循環利用を推進するよう努めるものとする。
第8の1(1)	実施要領第3に定める農山漁村地域整備計画策定前までに実施要綱第7の2	沖縄振興公共投資交付金交付要綱第18の2
	(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農林水産省畜産局長。以下この別紙において同じ。)に提出	に提出
第8の2(3)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は同表の3(2)に規定する	に規定する
第8の2(4)	資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善モデル事業により、地方公共団体又は農業協同組合等が	地方公共団体又は農業協同組合等が
	又は3(3)に規定する	に規定する
第13の1	草地、飼料畑	草地
	草地景観等の活用・活性化に必要な用地	用地
第13の3	資源リサイクル事業にあつては、家畜排せつ物処理施設の整備、	家畜排せつ物処理施設の整備及び家畜保護施設整備とする。

	家畜保護施設整備とする。また、草地畜産活性化事業にあつては、家畜排せつ物土地還元施設整備、家畜排せつ物処理施設整備及び牧場用機械施設整備とする。	
第 15 の 2	株式会社日本政策金融公庫資金	沖縄振興開発金融公庫資金
別記様式 1、2、4、5 及び 6	畜産環境総合整備事業（〇〇事業）	畜産環境総合整備事業（資源リサイクル事業）
別記様式 1 及び 2	畜産環境総合整備事業の運用の第 7 の 2 の (1) の ア の 規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4 - 1 運用 3（畜産環境総合整備事業）の第 7 の 2 の (1) の ア の 規定に基づき
別記様式 2	畜産環境総合整備事業の運用第 7 の 2 の (1) の ア の (ア) 及び (イ) に掲げる書面	畜産環境総合整備事業に係る運用の第 1 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4 - 1 運用 3（畜産環境総合整備事業）の第 7 の 2 の (1) の ア の (ア) 及び (イ) に掲げる書面
別記様式 3 の 事業計画概要表の記載要領の項目欄	都道府県名	（削除）
別記様式 3 の 事業計画概要表の記載要領の記載要領欄	北海道の場合は支庁名も記入する。	（削除）
別記様式 3 の 事業計画概要表の記載要領の項目「土地権利」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに	利用権の種類（所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等）ごとに

別記様式3の事業計画概要表の記載要領の項目「事業参加者」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数	経営移転に係る戸数
別記様式3の事業計画概要表の記載要領の項目「環境負荷脆弱地域等」の「記載要領」欄	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、(1)地区が所在する市町村のすべてが	(1)地区が所在する市町村のすべてが
別記様式5	地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を經由して農林水産省畜産局長） 殿 畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき	内閣府沖縄総合事務局長 殿 畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用3（畜産環境総合整備事業）の第10の2の規定に基づき
別記様式6	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省畜産局長） 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
	畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき	畜産環境総合整備事業に係る運用の第1において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用3（畜産環境総合整備事業）の第11の1の規定に基づき
別記様式7	地方農政局長殿（北海道にあっては農林水産省畜産局長）	内閣府沖縄総合事務局長殿

第2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「畜産環境総合整備事業（不発弾等事前探査を除

く。) 」と読み替えるものとする。

第3 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）の一部改正について（平成24年4月6日付け23農振第2595号農林水産事務次官依命通知）による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙（番号25畜産環境総合整備事業に係る運用）に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。